

育成者権侵害訴訟における損害算定について

農林水産省輸出・国際局知的財産課 主席審判官

渡邊 麻紀¹

第1 はじめに

種苗法（以下単に「法」という。）は、植物の新品種を育成して品種登録を受けた者に育成者権という知的財産権を与え、新品種の育成の振興を図る法律である。

育成者権者又は専用利用権者の許諾を得ずに登録品種又は当該登録品種と特性により明確に区別されない品種の種苗、収穫物又は加工品²を利用する行為は、育成者権侵害に当たり（法2条5項、20条1項、25条2項参照）、育成者権者又は専用利用権者は、侵害者に対し、損害賠償請求をすることができる（民法709条）。法は、育成者権者又は専用利用権者の主張・立証の負担を軽減するため、損害算定に関し、特許法等を参考にした特則規定を設けている（法34条）。

種苗法（抜粋）

（定義等）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- 二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）
- 三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）

6、7 （略）

（育成者権の効力）

第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2、3 （略）

（損害の額の推定等）

第三十四条 育成者権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した種苗、収穫物又は加工品を譲渡したときは、その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、育成者権者又は専用利用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者又は専用利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 育成者権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、育成者権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。

3 育成者権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録品種等の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

- 1 平成30年判事補任官、令和5年4月より現職（出向）。本稿は、現職の職務を通じて得た知見等に基づき執筆したものであるが、意見にわたる部分は筆者の私見である。
- 2 育成者権が及ぶ加工品は、種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるものに限る（法2条4項）。